

歯科健康診査について

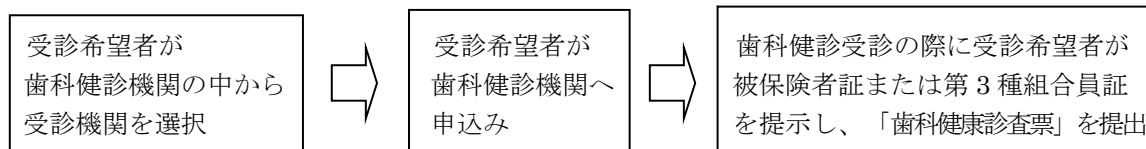
本組合では、歯科健康診査（以下、歯科健診）も実施いたしております。
健康診査等と同様、年1回は、歯科健診をお受けいただきますようお願いいたします。

1. 利用者の範囲	本組合に加入の組合員および被保険者 ②（社会保険、市町村国保などに加入の方→対象外）
2. 利用できる 歯科健診機関	北海道歯科医師会が指定する北海道歯科医師会会員の歯科健診機関 ※利用できる歯科健診機関は本組合のホームページに掲載中
3. 助成の回数	歯科健診に対する助成は、同一人に対し、同一年度内に1回

（注意）

1. 「歯科健康診査票」は4枚一組で複写式の様式ですので、紛失および枚数が足りない場合は、組合へご連絡ください。
2. 歯科健診受診時の自己負担はありませんが、健診後、歯石をとる等の処置を行った場合、保険診療となりますので、一部負担金が生じます。
3. 同一年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に誤って歯科健診を2回受けた場合、2回目の健診料金につきましては、後ほど組合員の方へ3,300円（助成額）をご請求することとなります。

○歯科健診の流れ



○助成金の請求

北海道歯科医師会から組合宛に請求（歯科健診受診者からの請求は不要）

健康診査および歯科健診につきまして、何かご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合
担当：総務係 TEL 011-271-7471

5月8日以降の PCR検査等 自家診療について

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類に変更され、都道府県等が実施する検査以外の行政検査は終了になります。

従って、当組合で自家診療を認め保険給付を行っていた発熱外来認定医療機関の行政検査が終了となるため、PCR検査又は抗原検査は、自家診療の保険給付を行う扱いには該当しなくなります。

令和5年5月8日以降の診療分から自家診療の保険請求はできなくなりますのでご了承下さい。

なお、令和5年5月7日までの診療分については、行政検査のPCR検査又は抗原検査は、従来どおり自家診療の保険請求を認めます。

【自家診療を認める場合：発熱外来認定医療機関の行政検査に限る】

委託契約された医療機関で行政検査（公費負担の対象）を実施した方

※自家診療が認められる費用

PCR検査又は抗原検査費用と検査判断料の合計

（当該検査費用の自己負担分（3割）が公費負担、保険者負担（7割））

※基本診療料、医学管理等、在宅医療、冬期療養担当手当は支給対象外

※行政検査のため公費扱いとなり、自己負担はなし

※令和2年1月1日から令和5年5月7日までに実施した検査を対象

○自家診療の診療報酬の請求は、検査費用のみを記載した診療報酬明細書を北海道国保団体連合会に提出して下さい。

その他の項目が記載された場合、レセプト返戻いたします。

ご不明な点は、北海道医師国保組合にお問い合わせ下さい。

北海道医師国民健康保険組合

電話：011-271-7471 email：kokuho@hokkaido.med.or.jp

<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

